

大 個 審 第 4 0 号  
( 答 申 第 1 6 3 号 )  
平成 2 0 年 2 月 1 3 日

大阪府住宅供給公社 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 錦 織 成 史

個人情報の取扱いに関する意見について ( 答 申 )

平成 2 0 年 2 月 1 3 日 付 総 第 4 2 1 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 大 阪 府 住 宅 供 給 公 社 賃 貸 住 宅 等 に お け る 申 込 時 及 び 入 居 後 等 の 暴 力 団 員 情 報 の 収 集 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 5 3 条 の 2 に お い て 準 用 す る 同 条 例 第 7 条 第 5 項 に 規 定 す る セ ン シ テ ィ ブ 情 報 の 収 集 禁 止 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 収 集 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 本件個人情報の収集は、目的達成のため必要最小限とするとともに、収集に係る個人情報の管理には万全を期し、個人情報の漏えいの防止等のために必要な措置を講ずること。
- 2 警察から収集する暴力団員情報については、保護管理責任者を定め、厳格な管理体制を整備するとともに、その取扱に関与する職員は、あらかじめ保護管理責任者が定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。
- 3 公社賃貸住宅への入居及び駐車場の使用の申込者が、誓約書の提出や警察への照会（誓約書未提出の場合及び入居後に暴力団員であると疑われる蓋然性が極めて高い場合に照会がなされること）について、十分理解した上で申込みを行うことができるよう、暴力団員情報の収集について入居申込案内書等で適切に説明すること。